

保全管理通知書

管理番号

この度、ご通知致しましたのは、貴方が契約されている商品に対して、料金の未払いもしくは契約不履行に、契約会社が貴方に対して訴状を、管轄簡易裁判所に申請した事を通知致します。

契約会社、訴訟内容等は担当職員にてお調べ致します
当センターは原告側からの最終通知、また御本人様と訴訟内容を確認する機関の為、個人情報保護法に基づき御本人様からのご連絡をお願い致します。

このまま連絡なき場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。
更に放置しておく、相手側の言い分どおりの判決が下り、執行官立会いのもと、貴方の給料や財産の差押え等をされてしまう事がありますので、ご注意下さい。

※個人情報悪用し、民事裁判制度を利用する業者なども確認されていますので、身に覚えがない方も早急にご連絡下さい。

尚、当センターは貴方に対して金銭等の請求はしておりません。

相談窓口受付時間 9:00~17:30 (土・日・祭日を除く)

総合相談窓口(相談管理部) 03-3830-8902

〒101-0021 東京都千代田区外神田 1-3-7 商工ビル 2F

特定非営利活動法

生活保全情報センター